

東京さくら会計事務所通信

-Let's begin together-



第23号

税理士法人東京さくら会計事務所のシンボルマークです。
「宇宙」をイメージしております。



武蔵野八幡宮にて

目次

◇新年のご挨拶

代表社員	銀座事務所所長	横尾和儀2P
代表社員	三鷹事務所所長	五老辰雄	
	小金井事務所所長	岩戸三和3P
	埼玉事務所所長	氏家健二	

◇税務特集

<input type="checkbox"/> リース取引をめぐる税務のポイント4P
<input type="checkbox"/> 電子申告について（法人の場合）5P
◇第10回 東京さくら会計事務所ゴルフ大会観戦記6P
◇事務所紹介（三鷹・銀座事務所）7P
◇事務所だよりコーナー・編集後記8P



新年のご挨拶



代表社員 銀座事務所所長
横尾 和儀

新年あけましておめでとうございます。

関与先の皆様方におかれましては、御健勝にて新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。又、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

回復基調にあった景気も、アメリカの影響と円高により、昨年は奈落に突き落とされるかのようになり悪化してしまい、又混沌とした経済状態になってしまった感があります。しかし、そうした中でも経営者は企業を守り、発展させていかななくてはならない使命があります。関与先の皆様の企業が益々発展して頂く事を願い、当事務所一丸となって更なるサービス向上に努めていく所存です。

半永久的に継続する企業の発展に貢献するためには、個人会計事務所では限界があります。組織として対応する必要があります。当事務所では組織で動く総合事務所を目指し、税理士法人を設立しました。事務所の組織化、ニーズ別顧客対応、業務マニュアル化と研修制度確立の3本柱を掲げ、顧客から求められる事務所づくりに向け努力邁進してまいりました。一昨年、埼玉の熊谷に「埼玉事務所」を設け、昨年には中央区銀座に「銀座事務所」を開設しました。又、三鷹市の五老会計事務所と業務提携し、「三鷹事務所」として仲間入りして頂きました。従来の「小金井事務所」と合わせ、4ヶ所に地域に根差した事務所、お客様のニーズに応えていける事務所づくりをしていきたいと考えています。

そして、昨年より資産税特化の専門税理士、法人税及び税務調査特化の専門税理士の参画も得ました。又、事務所スタッフ一同更なる自己研鑽に努めてまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

この新しい年が、皆様にとりまして、益々の御繁栄と御健勝の年でありますように、心からお祈り申し上げます。新年の御挨拶といたします。



代表社員 三鷹事務所所長
五老 辰雄

あけましておめでとうございます。

顧問先の皆様、ご家族おそろいで、すがすがしい新春を迎えられたことをお慶び申し上げます。

私は昨年、皆様の御支援をいただきまして、税理士開業30年になりました。これを機に五老会計事務所を法人化し、税理士法人東京さくら会計事務所三鷹事務所として、新たにスタートいたしました。もう一度、初心にかえって、東京さくら会計事務所の幅広いネットワークを活かし、さらに研鑽し、皆様にご満足をいただけるよう取り組んでまいりますので、より一層の御支援の程よろしくお願い申し上げます。

さて、昨年の後半より、世界の経済情勢が一変し、世界同時不況となり、その対応方法が見つからず、従来の経済理論では、その解決策は無理ではないだろうかといわれております。これらの影響で、実態経済も消費の低迷、雇用不安等々今春から社会問題化してくるのではないかと懸念されております。

このような状況下で、関与先の経営者の皆様も頭をいためておられることと思います。私達、東京さくら会計事務所も、このような厳しい環境を理解し、企業の皆様のご要望にお応え出来る、適切な情報を発信していく所存でございます。百年に一度といわれている、この経済的災難は、これから本番です。過去に経験したことがないことや、予想もしなかったことが起こるかもしれません。これら諸問題に挑戦しておられる、経営者皆様の悩みを同苦として、事務所所員一同研鑽を重ねてまいります。

今年は新年から厳しい年が予想されておりますが、健康に留意され、地道な努力の積み重ねと、日々新しい自分へ挑戦され、そして事業の益々の発展とそれぞれ社員皆様のご健勝をお祈り申し上げます。



新年のご挨拶



小金井事務所所長
岩戸 三和

新年あけましておめでとうございます。

昨年は中小企業のみならず、この会社がと思うような大企業にとっても厳しい年の瀬となりました。日本だけでなく、世界同時不況で重苦しい経済状況が多くニュースの話題になっていました。

新しい年に景気回復を期待したいところではありますが、そのときをただ待っているわけにはいきません。どんなに厳しい状況の中でも、経営者は会社を守り、社員を守っていかなければなりません。厳しいのは皆同じです。その中であって、どうすれば会社を維持し、さらには伸ばしていけるのか、経営者は常にづらい問題をつきつけられていることでしょう。

それでも、世の中の変化、たとえそれが会社にとって良くない条件となるものであっても、すばやく対応し、手段を講じるために様々な情報をキャッチし、そのなかからビジネスチャンスを見つけ出そうと常に前を向いていたいものです。情報を収集し、分析し、決断する、おそらく今年はより強く経営者に求められることかもしれません。

会計事務所も一企業として関与先の皆様と同様です。

私共、会計事務所の業務はサービス業です。サービスとは広辞苑に、奉仕、給仕、用務とあります。私は、奉仕、用務といってもお客様に喜んでいただけるものがサービスであると考えます。お客様の税務・会計を通じ、常にタイムリーな情報をご提供し、満足していただく、そんな付加価値のある「サービス」をご提供できる様、すでに聞き慣れた言葉ではありますが、今一度原点に戻りスタッフ一同日々努めていく所存です。

本年もよろしくお願い申し上げます。



埼玉事務所所長
氏家 健二

新年あけましておめでとうございます。

平成21年の輝かしい新春を皆様とともに、ご健勝にて迎えることができましたことを心よりお慶び申し上げます。

さて、平成19年の1月に埼玉県熊谷市に開設致しました埼玉事務所も、早いもので開設丸2年が過ぎました。事務所の規模としてはまだまだ小さく、さらには若輩者の私ではございますが、まがりなりにも一支所の長としての日々を送るなかで、特に感じ、学ばせていただいていることは、人の縁の大切さです。

まず事務所を熊谷に開設しようと決定したこと自体にもお客様の縁があり、さらに開設当初より現在に至るまで新たに関与させていただくことになったお客様にもまた、それまでの間に既に関与させていただいているお客様からのご紹介という縁が存在します。また、埼玉事務所では、事務所開設当初より異業種交流会を開催させていただいており、こちらも当初数名だった会員数が、会員の方々のお声掛けにより現在は20名を越すまでになっています。まさに私は縁によって生かされ、助けられているのだと深く感じています。

我が国にとって、未だはっきりとした景気好転の兆しが見えにくく、依然として厳しい経済状況が続くと思われる今日ですが、この難局を乗り越えていくためには私たちが一丸とならなければなりません。そのためにもまず、私自身が縁を大切にし、またその縁をお客様のためにも生かしていくことが重要であると思います。そして、当事務所の経営理念の下、お客様の更なる発展のため、全力で業務に邁進する所存です。

最後に、今年一年が皆様にとりまして、明るく笑顔があふれる一年となりますようにご祈念申し上げます。新年のご挨拶と致します。



リース取引をめぐる税務のポイント

I. リース税制改正の概要

リース取引は、これまで貸借の会計及び税務処理がされてきましたが、リース会計基準の改正が平成19年3月に公表され、所有権移転外ファイナンス・リース取引の「貸借処理」が原則として廃止されました。これに併せて平成19年度税制改正において、リース取引を行った場合に「売買」があったものとして所得金額を計算する等、税務上の取扱いも変更されました。

1. 適用時期

平成20年4月1日以降に契約が締結される取引（会計上は平成20年4月1日以後開始する事業年度）から適用されます。

2. 処理方法

(1) 売買取引として処理

リース取引開始日に、リース物件を「リース資産」、それに係る債務を「リース債務」として計上し、リース期間定額法による減価償却を行います。リース期間定額法は、下記の算式により計算した金額を各事業年度の償却限度額とする方法です。

$$\text{リース資産の取得価額} \times \text{当期に含まれるリース期間の月数} / \text{リース期間の月数}$$

(2) 貸借取引として処理

個々のリース資産に重要性が乏しい場合や「中小企業の会計に関する指針」に従って処理をする場合には「貸借処理」をすることができます。

会計上は実務の簡便性という観点から貸借処理が認められますが、税法上においてもその簡便性を維持するために同様の処理を認めることとし、賃借料を償却費として取扱う措置が講じられています。これにより法人が賃借料として処理をしても、その金額がリース期間定額法により計算される償却限度額と同額であれば、特段の申告調整や別表記載は不要となります。

II. その他の法人税の取扱い

1. リース税額控除の廃止（取得に対する税額控除）

平成20年4月1日以降のリース契約は「取得」とされることから、「リース税額控除」は廃止され、「取得」とされる改正に伴い「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別控除」の適用が可能となります。

【改正税額控除の概要】

①リース費用総額 × 7% ②法人税額 × 20% ⇒左記①②のいずれか少ない金額

2. 少額減価償却資産の取扱い

「少額の減価償却資産（10万円未満）の損金算入」及び「一括償却資産（10万円以上20万円未満の3年間均等償却）の損金算入」の規定は「対象外」となります。

Ⅲ. 消費税の取扱い

所有権移転外リース取引が売買取引として取扱われることから、リース資産の引渡時に資産の譲渡があったものとみなし、リース資産の引渡時にリース料の総額を一括して仕入税額控除することになります。

【具体例】

- ・期首に機械装置を所有権移転外リース取引により導入
- ・リース期間：5年 リース料総額：1,890,000円（税込） 各月リース料：31,500円（税込）

【売買処理】

引渡時	：（リース資産）	1,800,000円	（リース債務）	1,890,000円
		（仮払消費税）	90,000円	
リース料支払時	：（リース債務）	31,500円	（現金預金）	31,500円

【賃貸借処理】

引渡時	：（仮払消費税）	90,000円	（未払金）	90,000円
リース料支払時	：（賃借料）	30,000円	（現金預金）	31,500円
		（未払金）	1,500円	

Ⅳ. 固定資産税の取扱い

所有権移転外リース取引については、賃貸人が固定資産税の申告・納税義務を負います。

電子申告について（法人の場合）

電子申告とは

- ・自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して申告を行なう事
（法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告ができます。）
- ・ATMやインターネットバンキング等を利用して納税を行なう事
（金融機関の窓口には並ばずにすべての税目の納税ができます。）
- ・申請・届出等を行なう事
（青色申告の承認申請、納税地の異動届出、電子納税証明書の交付請求の提出などができます。）

電子申告をするメリット

- ・お客様に費用も手間も大きい負担はありません。
- ・自署や印鑑が必要ありません。
- ・印鑑を押すためにスケジュールを空けずに済みます。
- ・還付手続きが紙の申告より優先的になります。

電子申告をするデメリット

- ・申告書控えに受領印のあるものがなくなってしまうことです。
- ・金融機関などに提出する際に困る場合があります。

対応策

- ・電子申告をした時に即時通知、受信通知を印刷しておき、添付することで代用できます。

電子申告をする事で会社も会計事務所も時間を有効に使うことができます。





第10回 東京さくら会計事務所 ゴルフ大会観戦記



歌いながら、ハミングしながら

スウィングするのさ。

サム・スニード

10月25日（土）埼玉県東松山市の川越カントリークラブに於いてゴルフ大会を開催いたしました。今大会は記念すべき10回目を迎えることができました。記念大会にふさわしく過去最高の92名もの参加をいただきました。大会前日の雨も当日には嘘のように晴れ上がり、緑豊かな比企丘陵のコースで大空の下、気分転換の爽快な一日をお過ごしただけたのではないのでしょうか？

毎年皆様には、お忙しい中ご参加いただき誠にありがとうございます。

さて、結果の方は左記のとおりです。

第11回東京さくら会計事務所ゴルフ大会のゴルフコースの紹介を募集しております。事務所スタッフに声をおかけください。

東京さくら会計事務所ゴルフ大会では、毎日ゴルフをしている方からゴルフを始めたばかりの方まで皆様が楽しむゴルフ大会をめざしています。



優勝 小林 雅彦 様
ベストグロ 小林 雅彦 様





新事務所紹介



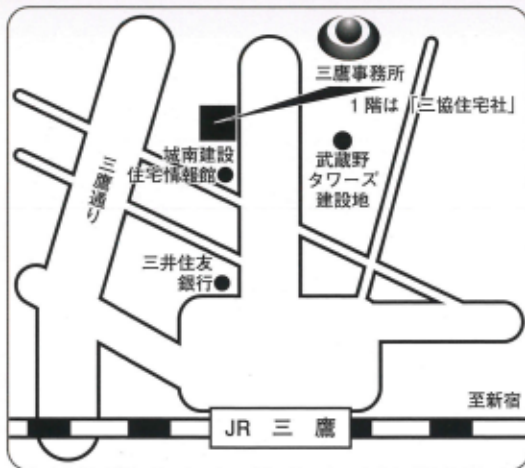
三鷹事務所 *Mitaka*

〒180-0006

東京都武蔵野市中町1丁目7番7号

三協第2ビル5階

TEL 0422-54-8287 FAX 0422-54-8317



三鷹事務所の職員紹介。

前左から和田友幸 五老辰雄 岡島利史 米元忠信

後左から五老慶子 縄田あさみ 五老智子 五老好子

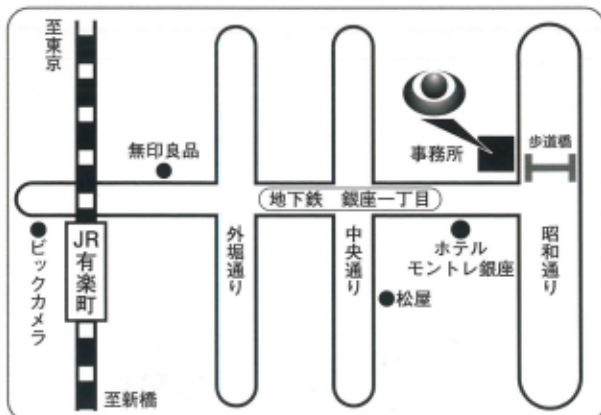
になります。

銀座事務所 *Ginza*

〒104-0061

東京都中央区銀座1丁目14番7号 和田ビル7階

TEL 03-3562-6630 FAX 03-3562-6604



銀座事務所の職員紹介。

左から藤原・横尾・江戸になります。



事務所だよりコーナー



今年は11月13日～15日の日程で南国沖縄へ研修旅行に行きました。

沖縄は天気が変わりやすいといわれておりますが、3日間とも天候に恵まれ、また気温28℃前後と夏の様な暑さでした。各人がそれぞれにゴルフやシュノーケリング、カヌー等で沖縄の自然を満喫することができました。

右中段の写真は美ら海水族館での写真です。美ら海水族館は1975年に開催された沖縄国際海洋博覧会の跡地に開園し、2002年11月にリニューアルされ、現在の名称になりました。その特徴はジンベエザメをはじめ、エイ類では最大のオニイトマキエイ（マンタ）など多種多彩な魚たちを一望できる世界最大級の大水槽『黒潮の海』です。ジンベエザメは全長7.9mもあり、水槽を悠然と泳ぐ姿は圧巻でした。

右下の写真は首里城公園にて撮りました。首里城公園は琉球王朝の王城で、沖縄県内最大規模の城であった首里城、その大手門である守礼門や園比屋武御嶽石門（そのひゃんうたきいしもん）、円覚寺（えんかくじ）跡、弁財天堂（べざいてんどう）といった周辺文化財からなる国営公園です。琉球王朝の歴史や文化を肌で感じる事ができました。



編集後記

【鏡屋の前に来て／ふと驚きぬ
／見すばらしげに／歩むものかも】

これは石川啄木の一首である。

昨年は見識を疑わざるをえない失言や、常識の無き発言が数多く報道されましたが、我が税理士法人は社会的常識を欠く集団とならぬよう、常にお客様という『鏡』に我が身を写し不撓不屈の精神で邁進してゆきたいと考えております。（読売新聞 編集手帳一部引用）

それでは今年も宜しくお願い申し上げます。

税理士法人

東京さくら会計事務所

〒184-0003 東京都小金井市緑町5-5-4

TEL 042-385-6630

FAX 042-385-6604

編集発行人

税理士 横尾和儀

印刷

株式会社 税経